

障がい者福祉だより

■今月は特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当について紹介します。

○特別障害者手当とは…

身体や精神（知的）に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に手当を支給するものです。

手 当 額	月額 27,200円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。
そ の 他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は原則として専用の診断書による審査となります。

○障害児福祉手当とは…

身体や精神（知的）に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給するものです。

手 当 額	月額 14,790円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。
そ の 他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は原則として専用の診断書による審査となります。

○特別児童扶養手当とは…

身体又は精神（知的）に障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母、又は父母にかわって養育している方に手当を支給するものです。

手 当 額	月額（1級） 52,200円 月額（2級） 34,770円
支払時期	原則として毎年4月、8月、はそれぞれ前月分まで支給され、11月は当月分まで支給されます。
そ の 他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は原則として専用の診断書による審査となります。 ・各種手帳の対象とならない障がいも、手当の対象となる場合があります。

申請及び問合せ先 山都町役場 福祉課 ☎ 72-1229
清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112
蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

▶空き家活用ワークショップ開催！



空き家の改修について
興味ある方はぜひ!!

10月20日
13:00～
申込期限 10月18日
限定 25名

空き家
活用
ワークショップ

プログラム

- 12:30 集合（役場上駐車場）
- 13:00 空き家内覧
実際の空き家を見てみよう
古民家の空き家を見てみよう
- 15:00 ボビーさんの家
改修した空き家を見てみよう
改修の話を聞こう
- 17:00 解散

空き家活用ワークショップとは？

山都町の空き家の利活用を進める目的で、
1 今現在の空き家
2 活用予定の古民家
3 改修され現在住んでいる家
以上3つタイプの空き家の見学と、改修して住居とされるまでのお話や地域との繋がりについてお話していただきます。
参加申し込みお待ちしております。



*事前のお申込みが必要です。

問合せ先 山都町役場 山の都創造課 Tel:0967-72-1158/Fax:0967-72-1080
Mail:shokan@town.kumamoto-yamato.lg.jp
問合せ・申込み先 山の都地域しごとセンター Tel/Fax:0967-72-9111
Mail:yamato.shigotocenter@machi-y.jp



▶YOU&YOU通信 vol.146 ～結婚相談員紹介～

結婚相談員の荒木博道です。結婚を希望されているあなた！出逢いを探しているあなた！ぜひ、私たちに相談していただき、一緒に素敵なパートナーを探しましょう。
連絡をお待ちしています。



荒木 博道 相談員
(須原)
☎ 82-2682

・問合せ先 YOU&YOU事務局（山の都創造課）荒木・吉田
【電話番号】0967-72-1158
【専用電話】090-9565-9589
【専用アドレス】marriage.support@town.kumamoto-yamato.lg.jp

